納税通信

SINCE 1948　1948年1月創刊・毎週月曜日発行

第3012号
2008年2月25日号
平成20年2月21日刷了

発行　エヌピー通信社
東京都豊島区南池袋3丁目8番4号
☎03(3971)0111(代)　〒171-8558
http://www.np-net.co.jp/

昭和23年5月27日第三種郵便物認可

▶高級社用車や役員社宅には税務署の眼が光る

同族会社のオーナー社長の多くは、仕事で支出しているお金なのか、単に私的な支出なのか選別できないケースも少なくない。それだけに、税務当局も〝社長のお財布〟がきちんとしているか、その経費処理に熱い視線を注いでいる。「税務・経理処理は顧問税理士任せ」では、調査官の厳しい追及に、適正な対応ができないこともある。社会的信用性などの観点からも、税務・経理処理には社長自らある程度の知識を身に付けておく必要がある。

社長のお財布使い分け！

税務調査官も唸る㊙テク

多くの社長に「接待ゴルフ」は付きものだが、税務当局は社長が使うゴルフ費用を厳しくみている。

たとえば、社長が仕事で会社名義の会員権（資産計上済み）のゴルフ場でプレーした場合、基本的にはプレー代やロッカー代などは交際費扱いとなるが、調査官の眼は実態をみる。もし、会社名義のゴルフ会員権であっても、個人的なゴルフならば、その費用は社長の給与になるからだ。

接待ゴルフのための練習費用も、プレー代が交際費なら同様に処理したいが、これも交際費として処理できない。もしその費用を会社が負担したら、社長の給与扱い。

また、ゴルフ接待では、クラブハウスなどでの飲食費の支出もあるが、この処理についても注意が必要。税制改正により1人当たり5千円以下の飲食費は、交際費から除外できるが、このケースで飲食部分を5千円基準に適用するのはNG。ゴルフ接待費と飲食費を含め全額を交際費等として処理することになる。

役員社宅も調査の格好のターゲットだ。役員へ社宅を貸す場合、その役員が適正家賃を払っていれば税務上問題はない。この「適正家賃」は、床面積や固定資産税評価額などをベースとした計算方法が決められ、実際に支払った家賃がこれより低ければ、その差額が給与扱い。豪華役員社宅と認定された場合は、適正家賃は「時価」に跳ね上がる。社宅における水道光熱費や電話など、社長個人が負担すべき費用を会社が払った場合も、やはり役員給与扱い。ただし、固定資産税や火災保険料、大規模修繕費などは会社負担でOKだ。

これらは基本ラインだが、世の中に強者がおり、その代表例が経営破綻した英会話学校最大手「NOVA」の元社長。マスコミ公開された社長室は豪華けんらん。役員社宅と思われるが、約6千万円をかけた室内には、高級酒がそろえられたバーカウンター、茶室、ジャグジー風呂、ダブルベットなどが備えられている。このまま見たらこの社宅は「豪華社宅」。しかし、実務上は豪華社宅と判定するのは難しく、バーカウンターがあったとしても、たとえば、このNOVAのケースならば、業務上、外国人らを招いて接待することも考えられる。茶室も同様だ。要は、実際に仕事で使用しているものであれば、会社の設備と取り扱うこともできるわけだ。ただし、あくまでも業務上必要な設備であるという証明が必要。

一方で、高級社用車の購入に関しても十分注意したい。税法上に明文規定がないために、「車種によって認められないケースがあるのではないか」と、頭を悩ませる経営者も少なくない。

役員社宅もこれなら大丈夫

俗に、「2ドアは危ない」「派手な色は狙われる」「オープンカーはアウト」などといわれるが、当局内でそうした物差しがあるわけではない。大原則は、高額な輸入車でも、100％業務に必要で、100％業務にしか使用していないなら経費にできる。とはいえ、調査官の〝基本的な考え方〟はあるので、その点を押さえて社用車を選ぶことが肝要だ。

複数の調査官が挙げるポイントは、社用車の車庫証明が社長宅で取得されているようなケースは、なんらかの指摘を受ける確率は高い。「装飾性の高い改造をしている」「頻繁に買い換える」ような場合も、調査官の眼を引くポイントだ。一般的に、し好性が強い車では、税務当局から指摘されるケースも少なくないが、「いかに調査官を納得させるか」が重要。社用車としての説明ができるのであれば認められる可能性が高い。肝に銘じておかなければならないのは、「否認される根拠がないから大丈夫」ではなく、「根拠を示さなければ経費にできない」ということ。

社長のなかには、〝ただならぬ仲〟の異性を持つケースも見受けられるが、もし愛人を会社の使用人として雇い、給与を支払うかたちなら、税法上は、生活の支援を受けている愛人は通常の使用人とは異なり、「特殊関係使用人」扱いだ。「内縁の妻」も同様。会社が特殊関係使用人に支払う給与のうち、その使用人の職務内容と照らし合わせて明らかに過大な部分の金額は、損金算入が認められない。「愛人へ手当を弾んで、法人税の節税」というまねはできないわけだ。

こうしたケースはまれにしても、仕事のオンとオフの境界線が難しいのが中小企業のオーナー社長。とはいっても、税務署はことさらに公私の筋を通したがる。そのため、〝社長のお財布〟に対する税務署のチェックの眼は、年々厳しくなっている模様。そこで重要になるのが説明能力。グレーゾーンを認識し、常に理論武装しておくことが肝要だ。

今週のピックアップ

▼特集 5
環境問題が税務に波及！
検証　有姿除却の使い勝手

▼トピックス 12
税法の遡及適用
東京と福岡の地裁で判決分かれる

▼実務特集 8
まだ間に合う!!
3月決算法人の節税ポイント

▼ニュース 2-3
株式交換M＆Aのメリット
18歳成人問題は税制にも影響!?

▼連載特集 9
会社を守る就業規則の作り方講座

HEAD LINE

火の見

ガソリン税問題に話題が集中している国会だが、平成20年度税制改正には、同族オーナーに関心の高い、取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度の創設が盛り込まれている▼同制度は、事業承継相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した議決権株式等の課税価格の80％に対応する相続税額を納税猶予するというもの。納税猶予されていた税額が免除されるのは、その相続人が納税猶予の対象となった株式等を死亡時まで保有し続けることなどが条件▼事業承継支援の受け皿としては評価される制度だが、適用等に関しては、ハードルが高く、どこまで活用されるのか、税の専門家の間でも意見が分かれる▼そのため、やはり事業承継を真剣に考えるのであれば、まずは被相続人が相続財産として多くの現金・預貯金を相続人に対して残す努力をしておくことが肝要だ。相続財産が多額であれば、前記の制度も適用する必要がない▼もちろん事業で稼ぎ、資産を蓄積することも必要だが、資産を増やすための運用も考えるべきだ。多方面から事業承継を考え、早期対策に取り組みたい。